

# 和歌山県報

 発行
 和
 歌
 山
 県

 和歌山市小松原通一丁目1番地

 毎週火、金曜日発行

E	次(*については県例規集登載事項)	(取	扱課室名	玄) ページ
〇 規				
<b>*</b> 48	和歌山県健康増進法施行細則の一部を改正する規則	(健	康推進調	果)1
〇 告	$\overline{\pi}$			
942	和歌山県きのくにe-ねっと (総合防災情報システム対応) 構築	至・運営保守委託 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	E及び通	!信
模	器等賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情	報政策認	果)6
943	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県	民生活調	果)8
944	y .	(	"	) 8
945	y .	(	"	) 9
946	<i>y</i>	(	IJ	) 9
947	有害図書等の指定 (	青少年・男女共	同参画調	果)10
948	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定		(砂防調	果)10
949	業務システム実行基盤整備及び賃貸借業務に係る一般競争入村	に参加する者は	こ必要な	資
格	<del>"</del> 等	(	警察本部	郑)12
〇 公	安委員会告示			
25	平成23年和歌山県公安委員会告示第5号(犯罪被害者等早期援助	団体の指定)の	一部改正	E 15
〇 警	察本部告示			
4 /	型よう撃捜査支援システムの賃貸借業務に係る一般競争入札に	と参加する者に必	公要な資	格
等				15
〇 公	告			
入札	公告	(情	報政策認	果)17
和歌	山県和歌山マリーナ及び和歌浦漁港指定漁港施設における指定管	管理者の募集(港	湾空港記	果) 20
入札。	公告	(	警察本部	孫)23
	規則			

# 和歌山県規則第48号

和歌山県健康増進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県健康増進法施行細則(平成15年和歌山県規則第98号)の一部を次のように改正する。 第5条中「10月末現在」を「10月」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

					栄	養管	理報	设告	書	(食	事	療養加	包設	Ľ)						
和詞	歌山	県知事	様														年	J.		E
所	在地								食	事療着	舍	門名								
施	没名								食	事療剤	き	門責任	者職	氏名	ı					
施	没長	名					印			<b>龙者</b> 耶		名								
										括番号		വേഷം 🗆								
		ر ماردانان		TD 6-11-6-20.	^=	#		<b>Δ</b> Π.	7;	アクシ	/:	リ番号				+ <i>L</i> - =r		1	<b>-</b>	
種別		病院 [ その他 (	□介護老人们	呆健施設		隻老人在	福祉施	設 )		糸	Δ		\			施設		常言		託
運営				託( □全部	П .		- 소r /			_	口 全	管理栄養	£		常剪	IJ ·	非常勤	币 5	벬	非常
建产	名		.ద 口安	TO LED	ι, τ		니 (미			-	e É	栄養士	<u></u>							
<b>T</b> .	-11									— <sup>7</sup>		調理師								
委託業者	所	在地								<sup>3</sup>		調理員								
亲者	協	設責任者								文	事務職員									
		氏名								*	^	その他職	鎖							
											A-1-1-1		精	神		介護	呆険		その	
委		献立作成	□食材調	幸 □下処理	! □i	쫻	定	一般   一般	一般	療養		結核 感染症	入	院	デイケア	入所	ショーステ		デイ -ヒ゛ス	
委託内容		□盛り付け □配膳 □下膳 □食器洗				ř	員											·   ´		
容		その他(				)	只													
				一般食					丄						必美マ	<del>レフ</del> コ	ントの実	Ph/la		
1回 当た		常食	軟菜食	嚥下食	流	動食	そ	の他	#	韧食		患者外食	ŧ		一有(			· %)		
りの															□無	J ヽ / L /	実施職種	÷		
食数															□医師			! !栄養士	• 栄	養士
適		実施してい	いる ( [	□保温保冷配	膳車		保温ト	レイ		]保温1	食器	7		栄	□看護 □薬剤			聴覚士 療法士		
温		\$\frac{1}{2} \tag{2}		コその他(							)	J		養	口その	也 (		,,,,,,,		)
邢コ		実施してい 朝 負		昼 食			間	食	T		タ	食		管 理	モニタ			か月)	1.7	1 同
配膳時間		時		時	$\wedge$		時		_		目			埋状	口中リ			か月)		
間		叶	分	叶	分			7	分		μv	<b>分</b>		況	□高リ			か月)		
	個	6W Th->===	4-166-			J	院		外求	ĸ	H	在宅	$\dashv$				加算内容 トチーム			
	別	総指導作		<i>L</i> -							$\vdash$		$\dashv$		□栄養・	マネジ	メント加	算		1 . 4-4-
栄養			等料算定件数 	X						st.				□経口移行加算 □経口維持加算 □その他( )						
指導		教室名及	くは内容						回数	汉		延べ人数	-		□栄養ル		<del></del>	献立表の	つ担	
栄養指導実施状況	集												_	情	□卓上.	メモ		]ポスタ-	<b>一</b> の	
状況	4													情報提供	□給食 <sup>6</sup>			実物展	示	
			1											洪	口その					)
	22/	養指導室	□有	□無			1	人 1	日坐	たり	食	材料費							Р	1

	給与栄養	<b>拳目標</b> 長			<u> </u>						
	いる項目		LEWIE, WIEVIEWIIV	□身長 □体重 □そ		)					
	直近の約	給与栄養	<b>後目標量の設定日</b>	年 月 日							
	給与栄養	養目標量	<b>量と実際の給与栄養量の比較</b>	□実施している (毎月・ □実施していない	報告月のみ・その他(	))					
	給与栄	養目標	票量と給与栄養量(1人:	1日当たり)	(食種名 ※最も提供数の多い食	) 値を記入すること。					
	栄養素等	等(単位	力)	給与栄養目標量	給与栄養量	充足率(%)					
	エネルキ	ギー(kc	al)								
栄	たんぱく	く質(g)									
養	脂質(g)										
計	カルシワ	ウム(mg	)								
画	鉄(mg)										
	ビタミン	∵A(με	gRE)								
	ビタミン	≻B <sub>1</sub> (mg	g)								
	ビタミン	≻B <sub>2</sub> (mg	g)								
	ビタミン	∨C(mg)									
	食物繊維	推(g)									
	食塩相当	当量(g)									
	炭水化料	勿エネ/	レギー比(%)								
	脂肪工	ネルギー	-比(%)								
	•		食中毒発生時マニュアル	□有 □無 (今後の)	策定計画 □有 □無)	•					
		体制	災害発生時マニュアル	□有 □無 (今後の策定計画 □有 □無)							
非常問	関する 寺危機	11-3	非常時の連携体制・協定	□有 (連携・協定先		) □無					
管 理	体制	備蓄	□有(  日分)	□無(今後の備蓄計画 □	□有 □無)						

					栄養管	理執	告	書(	(その(	也の	施設)						
和哥	加果	和事	様											年	. 月		日
所在	E地							給食	部門名								
施部	名							給食	部門責任	<b>壬者</b> 聵	抵氏名						
施認	是名					印		作成	者職氏	名							
								電話	番号								
								ファ	クシミ	リ番号	7						
種				施設 口社会	福祉施設 [	□矯正	施設						施	設		委	託
別	□寄	音舎 [	□その他(				)		給				常勤	非常勤	助 常	勤	非常
運営	方式	□i	直営	委託( □全	部 • 🗆	一部	)		食	管理	栄養士						
	名称								従	栄養	±						
委	所在地	lh							事	調理	師						
委託業者	771132	E							者	調理	員						
者		責任者							数	事務	職員						
	職氏	<u></u>								その	他職員		okt.	## D	1 7 0		31
委託内容				達 □下処理 □下膳 □食		その他	(		)		定員数	正	数	職員	その	也	計
			利用者	職員	その他	利		年齢 0 歳児		男性	女	生	·	齢 14 歳	男性		女性
	古口	<u></u>		-		利用者の年齢構成表(人数)		~ 2 歳									
食	朝					の無								17歳			
267	昼	-				齢		~5歳						29 歳			
数	<i>夕</i>	食				放表	6	~7点	支				30~	49 歳			
	その	他				人数	8	~9歳	支				50~	69 歳			
	合	計					10	~11	轰				70 歳	以上			
適温	-	をしてい をしてい		保温保冷配膳	車 □保温	トレィ	, [	【保温1	食器 □	]その((	<u>p</u> (				))		
		朝 食		間食	昼	食		間	食		夕 食			□有	(除去		
配膳時間		時	分	時 分	時	分		時	分		時	1 1	アレルギー 対応	□無	~その他	. (	
			教室名又は	<del>北</del> 内容	回数	延べ	人数		肥満の	者					成分表示		
	集								の割			%	1	□卓上			
宋養	寸							711	やせのの割っ			0/	情報		ターの掲え 時の訪問	Ŕ	
食事								利用者の			握している	% 5もの	情報提供	□実物	展示		
損			主な指導	内容	回数	人	数	者の短	に印を	付ける	こと。		八	□給食□その	便り等の暦 他	才	
湿	個				·			把握	□性別 □身体		年齢 ベル			(			)
栄養食事指導実施状況	ı I							İ	□身長		体重 アレルギー	-ta ビ	1.1	当たり	1 (目	食)	当た

	給与栄養		充足率		1人1 (日・食)		
栄養素等(単位)	目標量	給与栄養量	(%)	食	品 群 名	目標量(g)	給与量(8
エネルギー (kcal)				穀類	米		
たんぱく質 (g)					パン類		
脂質(g)					めん類		
カルシウム (mg)					その他の穀類		
鉄 (mg)				いも類	いも類		
ビタミンA ( $\mu$ gRE)					いも類加工品		
ビタミン $B_1$ (mg)				砂糖及び甘	味類		
ビタミン $\mathrm{B}_{2}$ (mg)				豆類	大豆製品		
ビタミンC (mg)					豆類		
食物繊維(g)				種実類			
食塩相当量(g)				野菜類	緑黄色野菜		
炭水化物エネルギー比(%)					その他の野菜類		
脂肪エネルギー比(%)					野菜漬け物		
動物性たんぱく質比(%)				果実類	果実類		
栄養補食補助品等の使用料	ШЭП	<u>'</u>	1		果実加工品		
※上記の給与栄養目標量を満た		して喫食者全員	に使用して	きのこ類	•		
いるもの				藻類			
				01051			
食 品 名		1 (日・食) 🗎	当たりの	魚介類	魚介類(生)		
食品名 (主な補給目的の栄養素/	名)	1 (日·食) à 給与栄養量			魚介類 (生) 干物、塩蔵、缶詰		
	名)						
(主な補給目的の栄養素	名)				干物、塩蔵、缶詰		
(主な補給目的の栄養素/ 食品名				魚介類	干物、塩蔵、缶詰練製品		
(主な補給目的の栄養素/ 食品名 (栄養素名				魚介類	干物、塩蔵、缶詰 練製品 肉類		
(主な補給目的の栄養素/ 食品名 (栄養素名 食品名	)			魚介類	干物、塩蔵、缶詰 練製品 肉類		
(主な補給目的の栄養素/ 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名	)			魚介類 肉類 卵類	干物、塩蔵、缶詰 練製品 肉類 肉加工品		
(主な補給目的の栄養素/ 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名	)			魚介類 肉類 卵類	干物、塩蔵、缶詰 練製品 肉類 肉加工品		
(主な補給目的の栄養素/ 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名	)			魚介類 肉類 卵類 乳類	<ul><li>干物、塩蔵、缶詰</li><li>練製品</li><li>肉類</li><li>肉加工品</li><li>牛乳</li><li>乳製品</li></ul>		
(主な補給目的の栄養素/ 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名	)			魚介類 肉類 卵類 乳類	干物、塩蔵、缶詰         練製品         肉類         肉加工品         牛乳         乳製品         植物性		
(主な補給目的の栄養素/ 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名	)			魚介類   肉類   卵類   乳類   油脂類	<ul> <li>干物、塩蔵、缶詰</li> <li>練製品</li> <li>肉類</li> <li>肉加工品</li> </ul> 牛乳 乳製品 <ul> <li>植物性</li> <li>動物性</li> </ul>		
(主な補給目的の栄養素/ 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名	) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ] ] ] ] ] ] ] ] ] ]	給与栄養量	<b>≜</b> (単位)	魚介類   肉類   卵類   乳類   油脂類	<ul> <li>干物、塩蔵、缶詰</li> <li>練製品</li> <li>肉類</li> <li>肉加工品</li> <li>牛乳</li> <li>乳製品</li> <li>植物性</li> <li>動物性</li> <li>食塩</li> </ul>		
(主な補給目的の栄養素/ 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 給食に関する非常時危機/	) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ] ] ] ] ] ] ] ] ] ]		<b>≜</b> (単位)	魚介類   肉類   卵類   乳類   油脂類	平物、塩蔵、缶詰 練製品 肉類 肉加工品 牛乳 乳製品 植物性 動物性 食塩 醤油		
(主な補給目的の栄養素/ 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 給食に関する非常時危機) 食中毒発生時マニュアル	) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ] ] ] ] ] ] ] ] ] ]	給与栄養量	<b>≜</b> (単位)	魚介類   肉類   卵類   乳類   油脂類	干物、塩蔵、缶詰 練製品 肉類 肉加工品 牛乳 乳製品 植物性 動物性 食塩 ・醤油 みそ その他調味料		
(主な補給目的の栄養素/ 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 給食に関する非常時危機/	) ) ) ) ) ) ) ○無(今後の □有	給与栄養量	有 □無)	魚介類   肉類   肉類   乳類   油脂類   調味料類	干物、塩蔵、缶詰 練製品 肉類 肉加工品 牛乳 乳製品 植物性 動物性 食塩 ・醤油 みそ その他調味料		
(主な補給目的の栄養素/ 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 給食に関する非常時危機) 食中毒発生時マニュアル	) ) ) ) ) ) ) ○無(今後の □有	給 与 栄 養 量	有 □無)	魚介類   肉類   卵類   乳類   油脂類   調味料類   調理加工品	干物、塩蔵、缶詰 練製品 肉類 肉加工品 牛乳 乳製品 植物性 動物性 食塩 ・醤油 みそ その他調味料		
(主な補給目的の栄養素/ 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 食品名 (栄養素名 給食に関する非常時危機) 食中毒発生時マニュアル	) ) ) ) ) ) ) ○無(今後の □有	かの か か か 策定計画 □ で で で で で で で で で で で で で	有 □無)	魚介類   肉類   卵類   乳類   油脂類   調味料類   調理加工品	<ul> <li>干物、塩蔵、缶詰</li> <li>練製品</li> <li>肉類</li> <li>肉加工品</li> <li>牛乳</li> <li>乳製品</li> <li>植物性</li> <li>動物性</li> <li>食塩</li> <li>醤油</li> <li>みそ</li> <li>その他調味料</li> </ul>	連携・協定先	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告示

# 和歌山県告示第942号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、 和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借に係 る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成26年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
  - (1) 業務の名称

和歌山県きのくにe-ねっと (総合防災情報システム対応) 構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、 次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受け た者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。 以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)にあっては、構成員(代表者を含む。以下同じ。)のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

- (2) 過去5か年の間に地方公共団体又は国(公団等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。
- (3) 総務省競争参加資格(全省庁統一規格)において、平成26年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に物品の製造・販売、情報処理、ソフトウェア開発又は保守管理のいずれかを有する者又はこれと同等の者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

- (4) 次のア、イ又はウのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。
  - コンソーシアムにあっては、上記の技術者が、構成員のいずれかに属する者であること。
  - ア 技術士法(昭和58年法律第25号)第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門(情報 通信を選択科目として受験した者に限る。)の技術士の登録を受けた者
  - イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理試験の合格認定を受けている者
  - (ア) システム監査技術者
  - (イ) 特種情報処理技術者
  - (ウ) プロジェクトマネージャ
  - (エ) アプリケーションエンジニア
  - (オ) ネットワークスペシャリスト
  - (カ) システムアーキテクト
  - (キ) テクニカルエンジニア (ネットワーク又はシステム管理)

- ウ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)が行う情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者
- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
  - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。 なお、コンソーシアムにあっては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。
    - ア 競争入札資格審査申請書
    - イ 業務概要調書
    - ウ業務実績調書
    - エ 役員等に関する調書
    - 才 使用印鑑届
    - カ 法人にあっては、登記事項証明書
    - キ 個人にあっては、住民票
    - ク 印鑑証明書
    - ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が発行した県税(延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
    - コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
    - サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
    - シ 2の(2) に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し
    - ス 2の(4)に掲げる担当技術者の該当する資格等を証明する書類の写し
    - セ 作業実施計画書
    - ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し
  - (2) 前項各号に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。
  - (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)6情報処理(小分類)1システム分析・開発」、「(大分類)6情報処理(小分類)2システム運用・保守」及び「(大分類)6情報処理(小分類)5ハードウェア保守」のすべてに登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからサまでの書類の提出に代えることができる。
  - (4) (1) のアからオまで及びセに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成26年7月25日(金)から同年8月14日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
  - (5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成26年8月4日(月)午前9時から同月12日 (火)午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリ及 び電子メールを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成26年8月5日 (火) から同月14日 (木) までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあっては午後5時30分まで に5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成26年8月21日(木)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

- 8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成26年8月25日(月)午後5時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成26年8月29日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

### 和歌山県告示第943号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え 置いて、平成26年8月27日まで縦覧に供する。

平成26年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年6月27日

2 名称

特定非営利活動法人コミュニケーションサポートかるっちゃアカデミー

3 代表者の氏名

長田和子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市神前109番地19

5 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の人々に対して、芸術活動や講座講演による心身の健康増進、自己実現の提供に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。

# 和歌山県告示第944号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成26年8月27日まで縦覧に供する。

平成26年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年6月27日

2 名称

特定非営利活動法人まち・住まい支援ネット和歌山

3 代表者の氏名

八木恵里子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市卜半町38番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高度な技術と豊かな経験を有する、建築及び関連各分野の専門家が、より高い倫理観を持って、それぞれの知識と経験を生かし、互いに協力して、建築・環境に関わる諸問題の調査研究・情報収集等を行い、広く一般市民や官公庁を含む諸団体を対象に、建築・環境とそれを取り巻く様々な問題についての助言・協力及び情報提供を行う事により、安心・安全で美しい、調和のとれたまちづくりに扶助し、より良い地域社会環境の形成に寄与する事を目的とする。

# 和歌山県告示第945号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え 置いて、平成26年9月1日まで縦覧に供する。

平成26年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年6月30日

2 名称

特定非営利活動法人助けあいセンターみかん

3 代表者の氏名

池田保夫

4 主たる事務所の所在地

和歌山県新宮市千穂三丁目4番24号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、子供達等のケアが必要な方々を対象に支援を行い、対等な関係を保ちつつ共に歩み、誰もが安心して暮らせる社会を共に作っていく為には、地域住民の相互扶助の精神が不可欠と考え、地域住民が自主的に参加できる相互扶助活動の拠点となり、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

# 和歌山県告示第946号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え 置いて、平成26年9月8日まで縦覧に供する。 平成26年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日平成26年7月7日
- 2 名称

特定非営利活動法人Com子育て環境デザインルーム

- 3 代表者の氏名松本千賀子
- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市湊1156番地

- 5 従たる事務所の所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月347番地
- 6 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちが安心して安全に暮らし、未来に夢と希望を持ち、人として豊かに成長するために、全ての大人がひとりひとりの子どもの環境に深く配慮し、その健やかな育ちを保証すると共に、社会で子どもを育てる工夫と知恵を重ね、出来る限り連携・協働し、子どもが育つ良い環境を維持継続できる社会づくりに寄与することを目的とする。また、地域のひとりひとりが、より多くの人に関わり(communication)、仲間(company)とつながり、いきいきと暮らせる地域社会(community)をつくることを目的とする。

# 和歌山県告示第947号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等 として、次のものを平成26年7月15日指定した。

平成26年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
雑 誌	実話ブラックザ・タブー VOL. 5	68512-63	ミリオン出版
月刊誌	EX MAX 8月号	02091-8	ぶんか社
月刊誌	実話BUNKAタブー 8月号	05375-08	コアマガジン
コミック	恋愛天国パラダイス 8月号	09675-8	竹書房
コミック	ayaアヤ 8月号	18815-08	宙出版
コミック	恋愛白書パステル 8月号	19625-08	宙出版

### 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若 しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

# 和歌山県告示第948号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流及び急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

深山谷(1-302-1-049)、梅本川(1-302-1-050)、梅本川右支渓(1-302-2-054)、西の口谷(1-30 2-2-055) 、大西谷(1-303-1-025)、朝日谷(1-303-1-026)、貴志川左支渓(1-303-1-037)、貴志 川左支溪(1-303-2-062)、貴志川右支溪(9-303-2-901)、奥出谷(1-303-1-031)、貴志川左支溪 (1-303-1-032) 、桶谷川 (1-303-2-057) 、貴志川左支渓 (9-304-1-901) 、奥佐々 (3) (I-3557) 、 梅本(1) (Ⅰ-3560)、梅本(201) (Ⅱ-2401)、梅本(202) (Ⅱ-2403)、梅本(203) (Ⅱ-249 5)、梅本(204) (Ⅱ-2498)、梅本(210) (Ⅱ-2499)、梅本(205) (Ⅱ-2500)、梅本(206) (Ⅲ-2510)、梅本(207)(Ⅲ-2511)、梅本(208)(Ⅲ-2512)、梅本(209)(Ⅲ-2513)、梅本 (302) (Ⅲ-1392) 、梅本 (211) (Ⅱ-90085) 、梅本 (214) (Ⅱ-90086) 、梅本 (215) (Ⅱ-9008 7)、小西(2) (Ⅱ-584)、小西(201) (Ⅲ-2586)、小西(202) (Ⅲ-2587)、小西(203) (Ⅱ-2 588) 、小西 (204) (Ⅱ-2642) 、小西 (205) (Ⅱ-2643) 、小西 (206) (Ⅱ-2644) 、小西 (301) (Ⅲ-1442)、小西(207)(Ⅱ-90088)、小西(208)(Ⅱ-90089)、小西(209)(Ⅱ-90090)、動 木 (114) (I-90020)、動木 (115) (Ⅱ-90068)、動木 (116) (I-90021)、下佐々 (3) (I-35 52) 、動木(117) ( I-90022) 、動木(118) ( II-90069) 、動木(119) ( II-90066) 、毛原宮 ( I -585) 、毛原宮(2) (I-586) 、毛原中(201) (II-2530) 、毛原宮(201) (II-2536) 、毛原宮 (202) (Ⅱ-2600) 、毛原宮 (203) (Ⅱ-2601) 、毛原宮 (204) (Ⅱ-2602) 、毛原宮 (205) (Ⅱ-2 603) 、毛原宮 (206) (Ⅱ-2604) 、毛原宮 (207) (Ⅱ-2648) 、毛原中 (213) (Ⅱ-2650) 、毛原中 (204) (Ⅱ-2651) 、毛原中(214) (Ⅱ-2652) 、毛原宮(301) (Ⅲ-1423) 、毛原宮(304) (Ⅲ-1 426) 、毛原中(301) (Ⅲ-1436) 、毛原中(302) (Ⅲ-1437) 、毛原宮(104) (Ⅱ-90067) 、毛原 宮 (101) (Ⅱ-90070) 、毛原宮 (102) (Ⅱ-90071) 、毛原宮 (103) (Ⅱ-90072)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設 部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 土砂災害警戒区域
- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域の名称毛原宮(I-570)
- (3) 土砂災害警戒区域の表示 次の図書のとおり
- (4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設 部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 和歌山県告示第949号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、 業務システム実行基盤整備及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審 査の申請方法等を次のように定める。

平成26年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
  - (1) 調達役務の名称

業務システム実行基盤整備及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

業務システム実行基盤整備及び賃貸借業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

- 2 一般競争入札に参加する者の資格
- (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成26年7月25日(金)において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。
  - ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。
  - ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
  - エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
  - オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正 に履行した実績がある者であること。

なお、「同種」とは、冗長化構成 (クラスタシステム) されたサーバを構築した実績を有することとし、「同等規模」とは、予定価格の50パーセント以上とする。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行 した実績がある者であること。

なお、「同種」とは、サーバについて、現地保守(修理)に対応したメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有することとし、「同等規模」とは、予定価格の50パーセント以上とする。

- キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。
- ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- サ 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社 更生法 (平成14年法律第154号) に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者又は破産法 (平成16年法律第75号) に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は(1)のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
  - ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ)次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
  - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧 (メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。 ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ)申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (シ)申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満た すもの
  - a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
  - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合

務を担当する構成員が提出すること。

次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業

また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書 (コンソーシアム)
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していない もの)
- (エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ)次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
  - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク)誓約書

- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状 (コンソーシアム構成員) 及び委任状 (コンソーシアム代表者)
- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧 (メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。 ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ)申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (シ)申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを 添付すること。)
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満た すもの
  - a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
  - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- (ソ) コンソーシアム協定書の写し
  - コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア並びにイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1) のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成26年7月25日(金)から同年8月15日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成26年7月25日(金)から同年8月18日(月)までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 入札説明会の場所及び日時
  - (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成26年8月4日(月)午前10時

- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
  - 3の(1)に掲げる申請書類は、平成26年7月25日(金)から同年8月26日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- 6 資格審査申請書類の配布及び提出の場所

情報管理課

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-476-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成26年9月1日(月)までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

- 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成26年9月5日(金)午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答は、平成26年9月10日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

# 公安委員会告示

# 和歌山県公安委員会告示第25号

平成23年和歌山県公安委員会告示第5号(犯罪被害者等早期援助団体の指定)の一部を次のように改正する。

平成26年7月25日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

第3項中「岩橋延直」を「大谷美都夫」に改める。

# 警察本部告示

## 和歌山県警察本部告示第4号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、小型よう撃捜査支援システムの賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成26年7月25日

和歌山県警察本部長 下 田 隆 文

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
  - (1) 調達役務の名称

小型よう撃捜査支援システム賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

小型よう撃捜査支援システム仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成26年7月25日(金)において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

- ア 賃貸借機器の現地保守(修理)に対応したメンテナンスを行った実績を有すること。
- イ 入札予定価格の50パーセント以上の契約金額であること。
- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力

団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

- (8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法 (平成16年法律第75号) に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
  - ア 競争入札参加資格審査申請書
  - イ 事業経歴書
  - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
  - エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
  - オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計 算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
  - カ 使用印鑑届
  - キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過して いないもの
  - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - (イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
  - ク 誓約書
  - ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
  - コ 仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。 ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
  - サ 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
  - シ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たす もの
  - (ア) 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
  - (イ) 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成26年7月25日(金)から同年8月5日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成26年7月25日(金)から同年8月8日(金)までの間に和歌山県警察本部刑事部捜査第一課(以下「捜査第一課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 入札説明会の場所及び日時
  - (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成26年8月4日(月)午前11時

- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
  - 3の(1)に掲げる申請書類は、平成26年7月25日(金)から同年8月15日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所

捜査第一課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成26年8月20日(水)までに通知するものとする。

- 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
  - (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
  - (2) (1) の説明は、平成26年8月22日(金)午後3時までに書面により求めることができる。
  - (3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
  - (4) 説明に対する回答は、平成26年8月27日 (水) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

# 公 告

# 入札公告

和歌山県きのくにe-ねっと (総合防災情報システム対応) 構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成26年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 事業年度

平成26年度から平成31年度まで

(2) 業務の名称

和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借

(3) 業務の内容

和歌山県の情報通信基盤である広帯域ネットワークの構築、運用保守及び必要な機器等の賃貸借

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成26年和歌山県告示第942号で定めた和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)構

- 築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

(2) 期間

平成26年7月25日(金)から同年9月3日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時30分まで

- 4 入札説明書を交付する場所及び期間等
  - (1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

- (3) (1) 及び(2) により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成26年8月4日(月)午前9時から同月12日(火)午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。
- 5 一般競争入札執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
  - ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成26年9月4日(木)午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

工 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成26年9月4日(木)午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 7 入札保証金に関する事項
  - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

- 8 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。 コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止 措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効 とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

- 10 入札執行方法の細目
- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、 落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじ を引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局 情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1) に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- 11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否

- 13 その他
  - (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

### 14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction, operation, maintenance and lease of Wakayama Prefectural wide area network system, "Kinokuni e-net", compatible with the disaster prevention information system

(2) Date and time for tender:

11:00 a.m. 4 September 2014 (Deadline for bids submitted by mail: 9:30 a.m. 4 September 2014)

(3) Contact point for the notice:

Information and Communication Policy Division, Wakayama Prefectural Government

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2402

FAX 073-428-1136

e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp

### 公 告

県が設置する公の施設「和歌山県和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)、同(クルーザーマリーナ) 及び和歌浦漁港指定漁港施設」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成26年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者の指定

公の施設の管理については、次に掲げる施設ごとに指定管理者の募集及び指定を行うものとする。

- (1) 和歌山県和歌山マリーナ (ディンギーマリーナ)
- (2) 和歌山県和歌山マリーナ (クルーザーマリーナ)
- (3) 和歌浦漁港指定漁港施設
- 2 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要
- (1) 和歌山県和歌山マリーナ (ディンギーマリーナ)

ア 所在地 和歌山市毛見字馬瀬1514番地

イ 区域 陸域面積 20,038㎡ 水域面積 28,355㎡

- (2) 和歌山県和歌山マリーナ (クルーザーマリーナ)
  - ア 所在地 和歌山市毛見字馬瀬1530番地の一部
  - イ 区域 陸域面積 21,418m 水域面積 43,598m
- (3) 和歌浦漁港指定漁港施設

- ア 所在地 和歌山市和歌浦出島の一部
- イ 区域 陸域面積 55,473㎡ 水域面積 156,140㎡
- 3 指定管理者が行う業務内容
- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他募集要項に記載する業務
- 4 指定管理者の指定管理期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 申請資格
  - (1) 和歌山県和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)又は同(クルーザーマリーナ)において申請資格を有する者は、指定管理期間中、同施設を安全円滑に管理運営し、かつ、和歌山県マリーナ条例(平成7年和歌山県条例第16号)第1条に規定する設置目的をより効果的、効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)とする。
  - (2) 和歌浦漁港指定漁港施設において申請資格を有する者は、指定管理期間中、同施設を安全円滑に管理運営し、かつ、施設の設置目的をより効果的、効率的に達成することのできる団体とする。
  - (3) 複数の団体での共同(以下「コンソーシアム」という。)による申請の場合には、コンソーシアム の名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
  - (4) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
  - (5) 指定管理者の募集に係る現地説明会(以下「現地説明会」という。) に参加していること。 なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が現地説明会に参加していれば申請で きるものとする。
- 6 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請についても無効とする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、 次の各号に該当するものがある団体
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過 しない者
  - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続を行っている団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団 又はこれらの利益となる活動を行う者
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本県から入札の参加資格を取り消されている団体
- 7 和歌山県和歌山マリーナ (ディンギーマリーナ)、同 (クルーザーマリーナ)及び和歌浦漁港指定漁 港施設指定管理者募集要項 (以下「募集要項」という。)並びに現地説明会に関する事項
  - (1) 募集要項の配布
    - ア 配布期間 平成26年7月25日(金)から同年8月15日(金)までの間の午前9時から正午まで及び午

後1時から午後5時45分までの間(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例 第39号) 第1条に定める休日(以下「休日」という。)を除く。)

- イ 配布場所 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課 港湾管理班 和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階
- (2) 現地説明会

ア 和歌山県和歌山マリーナ (ディンギーマリーナ)

- (ア) 日時 平成26年8月27日 (水) 午後1時から午後3時まで
- (イ)場所 和歌山市毛見1514番地

(ディンギーマリーナ 艇庫2階 会議室)

- (ウ) 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (エ) 留意事項

募集要項配布時に、配布した資料一式を持参すること。

荒天等により開催できない場合は、翌々日の8月29日(金)の同時刻に開催する。

- イ 和歌山県和歌山マリーナ (クルーザーマリーナ)
- (ア) 日時 平成26年8月27日 (水) 午前10時から正午まで
- (イ)場所 和歌山市毛見1530番地

(クルーザーマリーナ クラブハウス2階 会議室)

- (ウ) 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (エ) 留意事項

募集要項配布時に、配布した資料一式を持参すること。

荒天等により開催できない場合は、翌々日の8月29日(金)の同時刻に開催する。

- ウ和歌浦漁港指定漁港施設
- (ア) 日時 平成26年8月27日 (水) 午後3時30分から午後5時まで
- (イ)場所 和歌山市和歌浦南一丁目1496番地の5

(有限会社ベイサイド和歌浦2階 会議室)

- (ウ) 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (エ) 留意事項

募集要項配布時に、配布した資料一式を持参すること。

荒天等により開催できない場合は、翌週の9月3日(水)の同時刻に開催する。

(3) 現地説明会への参加手続

現地説明会への参加を希望する団体は、参加申出書を次により作成の上、提出すること。 なお、現地説明会への参加が、申請資格となるので注意すること。

- ア 参加申出書の配布
- (ア)配布期間 平成26年7月25日(金)から同年8月15日(金)までの間の午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時45分までの間(休日を除く。)
- (イ) 配布場所 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課 港湾管理班 和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階
- イ 参加申出書の提出方法
- (ア) 提出期間 配布期間に同じ
- (イ) 提出場所 配布場所に同じ
- (ウ) 提出方法 配布場所に持参すること
- 8 問合せ先

和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3020

ファクシミリ番号 073-433-4839

# 入札公告

業務システム実行基盤整備及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成26年7月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 事業年度

平成26年度から平成31年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

業務システム実行基盤整備及び賃貸借業務 一式

- (3) 履行期間
  - ア 業務システム実行基盤整備

契約日から平成27年3月31日までの間

イ 業務システム実行基盤賃貸借業務

平成27年3月1日から平成32年2月29日までの間

(4) 調達役務の仕様等

業務システム実行基盤整備及び賃貸借業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成26年和歌山県告示第949号に規定する業務システム実行基盤整備及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

平成26年7月25日(金)から同年8月15日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

- 4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
  - ア場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成26年7月25日(金)から同年8月18日(月)までの間に情報管理課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
  - (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成26年8月4日(月)午前10時

- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等
  - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
    - ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

平成26年9月17日(水)午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

工 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。
- 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 8 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

- 9 契約保証金に関する事項
  - (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。 コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委

任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止 措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

- 11 入札執行方法の細目
  - (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
  - (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。
  - (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- 12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

- 15 その他
  - (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 16 Summary
  - (1) Construction and Rental of Execution Infrastructure for Business System
  - (2) Time limit for tender:

By hand: 10:00 a.m. Wednesday 17 September 2014

(3) Contact point for the notice:

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

# 和歌山県報 第 2576 号

平成26年7月25日(金曜日)

TEL: 073-493-0110		
TEL: 073-423-0110		
FAX: 073-423-0120		